

奨学金支給規程

2015年1月15日制定

2021年3月27日改定

公益財団法人

神戸やまぶき財団

奨学金支給規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人神戸やまぶき財団(以下、当財団という。)が定款第3条および第4条の規定に基づく、障害者、要保護児童および難病患者の学生等を対象とする奨学金の支給業務を行うに当たり、適正かつ確実な実施を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれに定めるところによる。

(1) 支援の対象者(学生等)

以下のいずれかに該当する者を本規程に定める支援の対象とする。

①障害者

「障害者基本法に定義された障害者」で身体障害者、精神障害者(発達障害を含む)、知的障害者をいう。

身体障害者1級～4級、精神障害者保健福祉手帳1級～3級、療育手帳A～B2のいずれかを有している者を対象とする。

②要保護児童

「児童福祉法第6条の3第8項」の該当者(満18歳未満の者)をいう。

なお、要保護児童が児童養護施設等に引き続いて居住する場合、満20歳未満の者も対象者に含むものとする。

③難病患者

国や医療機関によって難病と指定された難病患者(「特定疾患医療受給者証」の写しまたは医療機関の発行する証明書が提示できる者)をいう。

(2) 奨学金と奨学生

奨学金の種類と対象者は以下のとおりとする。

①奨学金

本規程第4条にて規定する支給型の入学一時金(入学金・入学支援金)、学資奨学金および生活援助金等をいう。

②奨学生

大学等または職業能力開発校等に在籍し、本規程により奨学金の支給を現に受けている者をいう。

③高校時予約奨学生

高等学校等の最終学年に在籍し、大学等または職業能力開発校等へ進学後、当財団からの奨学金支給を希望する者のうち、支給が決定した者をいう。

④大学等在籍者奨学生

大学等に在籍し、次学年に進級後、当財団からの奨学金支給を希望する者のうち、支給が決定した者をいう。

(3) 前(1)、(2)号の大学等とは国内の大学・短期大学・高等専門学校(4・5年生と専攻科・専修学校の専門課程をいい、通信教育課程はこの奨学金の対象に含まない。専修学校の専門課程をいい、通信教育課程はこの奨学金の対象に含まない。また、職業能力開発校等とは職業能力開発促進法に基づいた公共職業能力開発施設としての学校等をいう。

(奨学生の申込み資格)

第3条 高校時予約奨学生の申込み資格は、次の各号のすべてに該当する者とする。

(1) 第2条第1号に定める当財団の「支援の対象者」に該当する者

(2) 兵庫県内に実家があり、現在、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの課程の最終学年に在学または既に卒業・修了し、国内の大学等または職業能力開発校等へ進学を希望する者で、障害等の影響や経済的な理由により就学が困難であると認められる者
ただし、特別な事由がある場合に限り、兵庫県外の高等学校または特別支援学校高等部などの高校課程在学または既に卒業・終了した者も対象とすることがある。

(3) 在学校の学校長および入所する施設の施設長の推薦を受けた者

2 大学等在籍者奨学生の申請資格は、次の各号に該当する者とする。

(1) 第2条第1号に定める当財団の「支援の対象者」に該当する者

但し、同②の「要保護児童」には、児童養護施設等を退所した満20歳未満の者を含むこととする。

(2) 兵庫県内に実家があり、同県内の高等学校または特別支援学校高等部などの高校課程を卒業・修了後、進学し、現在国内の「大学等」に在籍している学生等で、障害等の影響や経済的な理由により支援が必要であると認められる者
ただし、特別な事由がある場合に限り、兵庫県外の高等学校または特別支援学校高等部などの高校課程を卒業・終了した者も対象とすることがある。
なお、「大学等」の在籍学生等に関する申込み資格は、施行内規(奨学金給付規程運用マニュアル、以下同じ)に定める。

(3) 在学の学部長またはそれに代わる者等の推薦を受けた者

(奨学金の種類と区分・金額および支給期間)

第4条 奨学生に支給する奨学金は、次の各号に定めるところによる。

(1) 入学一時金

奨学生に、入学金・入学支援金として、入学一時金を支給する。

(2) 学資奨学金

奨学生に、学資奨学金として、授業料および学業に係る指定納付金の実額を支給する。

(3) 生活援助金

奨学生に、住居費、交通費、衣食費等の援助を目的として、生活援助金を支給する。

(4) その他

奨学生に、就労等の促進を目的として、大学等または職業能力開発校等の卒業・修了時に卒業・就職一時金等を支給することがある。

2 前項各号の奨学金の支給対象となる奨学生の種類と区分、奨学金の金額および支給時期は、施行内規に定める。

3 高校時予約奨学生への奨学金の支給期間は、大学等に進学・入学した時から、その者の正規の履修課程の終期までとする。

4 大学在籍者奨学生への奨学金の支給期間は、申込み時の学年から次学年に進級した時から、その者の正規の履修課程の終期までとする。

5 当財団の支給する奨学金は、第13条に該当する場合を除き、原則として返済の義務を負わない。

第2章 奨学生の申込み手続きと採用

(奨学生の採用人数)

第5条 奨学生の採用人数は、財務状況や奨学生の在籍状況等を総合的に勘案して決定することとし、詳細は施行内規に定める。

(申込み手続き)

第6条 申込みは奨学金給付を希望する本人が行うこととし、財団所定の申込み書に、別途施行内規に定める証明書類等を添えて申込むものとする。

2 申込み書

- (1) 申込み書は申込み者本人が記入することとする。
ただし、障害等により記入が困難な場合、保護者等の代筆を認める。
- (2) 申込み書には、申込み者が在籍する学校長および申込み者が在籍する施設長または里親が、推薦する旨を推薦書欄に記入する。

3 推薦書

申込み者が在籍する学校長(大学等在籍者奨学生の申込みにあたっては学校長に替えて、在籍する大学等の学部長またはこれに替わる者)および申込み者が在籍する施設長または里親は、申込み者が当財団の掲げる申込み資格に該当することを確認し、優秀と認められる者について、高校時予約奨学生もしくは大学等在籍者奨学生の候補として推薦するものとする。

(選考)

第7条 奨学生の採用選考は以下により行う。

①1次選考(書類選考)

応募書類に基づき、別に定める審査基準に従って審査し、2次選考に進める者を決定する。

②2次選考(面接)

1次選考通過者について、選考委員1名以上による面接を行う。

③選考委員会による審議

選考委員会は、1次選考および2次選考の結果を踏まえて、申込み者の採否および適用するコース区分の案を決定する。

④採用内定

理事長は、選考委員会が決定した採用案を承認することにより、奨学生採用を内定する。

(採用決定)

第8条 採用内定者について、以下の手続きにより正式に採用を決定する。

(1) 高校時予約奨学生

採用内定者が、志望する大学等または職業能力開発校等に入学決定後、入学通知書および入学金・授業料等の納付通知書を提出することにより、奨学生採用を正式に決定する。

(2) 大学等在籍者奨学生

採用内定者が、申請時の学年から次学年への進級が確定後、進級内容を示す書面を提出することにより、奨学生採用を正式に決定する。

(誓約書の提出)

第9条 奨学生として採用された者は、正式採用決定の通知を受けた後、誓約書を当財団に提出するものとする。

- 2 誓約書は、当財団所定の書式に奨学生本人および身元保証人が署名・捺印するものとする。
ただし、奨学生本人が障害等により署名できない場合、保護者もしくは身元保証人の代筆を認める。

第3章 奨学金の受領、休止・取消、返還

(奨学金受領書の提出)

第10条 奨学生は奨学金を受領した時は、その都度直ちに奨学金受領書を当財団に提出するものとする。

(奨学金の支給休止または取消)

第11条 奨学生が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、奨学金の支給を休止することがある。

- (1) 長期にわたって大学等または職業能力開発校等を欠席または休学したとき
 - (2) 学業成績が不良となったと認められるとき
 - (3) 学業に対する取り組み意欲に欠けると認められるとき
 - (4) その他奨学生として不相当であると当財団が認めたとき
- 2 前項の規定により奨学金支給の休止を受けた奨学生において、その事由がなくなると判断した時は、奨学金の支給を再開するものとする。

3 奨学生が、次の各号の一に該当する時は、当財団の判断により、奨学金の支給を取り消すことができる。

- (1) 第3条に規定する申請資格の要件を欠くに至ったとき
- (2) 正当な理由なく、大学等または職業能力開発校等を休学したとき
- (3) 傷病のため学業遂行の見込みが無くなったと認められるとき
- (4) 学業成績または品行が著しく不良となったと認められるとき
- (5) 在籍する大学等または職業能力開発校等で処分を受けたとき
- (6) 休学の事由が不適当になったとき
- (7) 退学したとき
- (8) 死亡したとき
- (9) 前各号に掲げるものの他、奨学生として不適当になったと認められる事由が生じたとき

(奨学金の受給の辞退)

第12条 奨学生は、事情により奨学金の受給を辞退する場合、奨学生辞退届を当財団に提出するものとする。

(奨学金の返還)

第13条 奨学生が当財団に提出した誓約書に著しく違背する行為を行ったときは、当財団は支給した奨学金の返還を請求することができる。返還が滞った場合には、当財団は身元保証人に請求できるものとする。

第4章 奨学生の義務

(学業成績表および生活状況の報告)

第14条 奨学生は、当財団が指定する時期に、学業成績表および生活状況報告書を当財団に提出するものとする。

(異動等の届出義務)

第15条 奨学生が、次の各号の一に該当する時は、速やかに当財団に届け出る義務を有するものとする。

- (1) 休学、復学、留学、留年または退学したとき
- (2) 転学部、転学科するとき
- (3) 停学、その他の処分を受けたとき
- (4) 傷病ほか、何らの事情で学校を1か月以上の長期に亘って休むとき
- (5) 実習・研修もしくは留学等で1か月以上の長期に亘って現居住地を離れ、もしくは通学先を変更するとき
- (6) 授業料や納付金額の変更等、奨学金給付額を変更すべき事由が生じたとき
- (7) 身元保証人を変更したとき
- (8) 本人の氏名、住所その他の重要な事項に変更があったとき

第5章 選考委員会

(選考委員会)

第16条 奨学生を選考するのは選考委員会がこれにあたる。

選考委員の選出等に関しては、別に定める「選考委員会規程」による。

第6章 その他

(改廃)

第17条 この規程を変更するときは、理事会の決議を得なければならない。

(附則)

この規程は、平成27年1月15日制定、同年7月1日から施行する。

改定日：平成27年8月28日改定・施行する。

改定日：平成30年12月5日改定・施行する。(書面理事会決議)

改定日：2021年3月27日改定・施行する。(理事会決議)